平成２５年（再イ）第１６号
鹿児島県鹿児島市天保山町22番14号サーパスシティ天保山一番館403号
再生債務者　小田原　学
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月24日まで
平成25年11月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２５年（再イ）第２８号
広島県廿日市市下の浜13番３号
再生債務者　川本　敏信
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月25日まで
平成25年11月27日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第１２５号
滋賀県高島市安曇川町常磐木91番地１
再生債務者　福井　昌弘
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月26日　大津地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第８号
埼玉県坂戸市元町４番32号
再生債務者　安藤　健一
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月６日から平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再ロ）第２号
栃木県大田原市富士見２丁目1606番地123パルテノン富士見A102
再生債務者　平山　茂樹（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月14日から平成26年１月22日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（再ロ）第５号
愛媛県松山市余戸西１丁目９番31号
再生債務者　奥村　和彦
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月26日から平成26年１月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第５号
旭川市神楽岡５条７丁目１番20号　清水マンションC102
再生債務者　金子　健之
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月24日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月７日から平成26年１月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１００８８号
東京都足立区古千谷本町２―15―12
再生債務者　千葉　賢一
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月24日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月７日から平成26年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００９１号
東京都立川市西砂町１―35―35
再生債務者　大野　英樹
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月８日から平成26年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１６号
堺市北区新金岡町２丁１番４―106号
再生債務者　細道ミチ子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月６日から平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００５４号
東京都江戸川区松島３―２―８―B403
再生債務者　佐々木健一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年12月11日まで
平成25年11月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目156番地２長岡方
再生債務者　田久保大樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年12月19日まで
平成25年11月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号
新潟県新発田市東新町１丁目９番32号
再生債務者　高橋　達之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月27日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（再ロ）第３号
静岡市葵区牛妻340番地の１
再生債務者　福井　賢一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月27日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第４号
奈良県葛城市疋田407番地16
再生債務者　東谷　祐子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月26日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（再ロ）第７号
札幌市中央区宮の森２条15丁目５番１―406号
再生債務者　石塚　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月27日
札幌地方裁判所民事第４部

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することとしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終債権者対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十五年十二月六日
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字東裏三〇番地
（甲）株式会社遠刈田温泉
代表取締役　向井　大輔
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字東裏三〇番地
（乙）株式会社さんさ亭
代表取締役　向井　大輔